

【諮問事項】 後期高齢者医療保険料率の設定について

1 制度概要

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化を図るため、医療給付費の約1割を被保険者の保険料で負担するものとされている。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分（所得割）と、受益に応じて等しく賦課される応益分（均等割）から構成され、原則、広域連合内均一保険料率とし、個人単位で賦課される。

この保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、それぞれの広域連合において定めることとされており、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものとし、2年毎に見直しを行う。（高齢者の医療の確保に関する法律第104条）

2 現状

現行の老人保健における広島県の給付状況は、平成18年度実績で被保険者数334,269人、医療給付費は総額で2,895億1,767万2,132円となっており、一人当たりの医療給付費は866,122円となっている。

また、一人当たりの医療費（一部負担金を含む）は、955,571円で全国第4位の状況であり、平成15年度から平成18年度までの医療給付費は年々増加している。

〈資料〉

- ・広島県老人保健医療給付費実績（別紙1）
- ・都道府県別一人当たり老人医療費の状況（別紙2）

3 保険料率算出方法

保険料率の算出は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める基準に従って算出するものとされている。ただし、算定に用いる医療費推計、被保険者人口推計及び予定保険料収納率はそれぞれの広域連合において定める。

〈資料〉

- ・保険財政の概要（別紙3）
- ・保険料率算出方法（別紙4）

4 広島県後期高齢者医療広域連合の保険料率の試算

(1) 保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

① 被保険者人口推計

被保険者人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」が示す数値により算出する。

平成20年度被保険者人口	327,935人
平成21年度被保険者人口	338,747人

〈資料〉

- ・被保険者人口推計（別紙5）

② 医療給付費

医療費の伸び率の見込みについては、平成18年度に診療報酬などの大幅改訂があつて間がないため、今後の動向が推測しにくいこと、更にはこの度の医療制度改革でどの程度の影響が出るか予測が困難なことなどもあり、これらを加味した基準値を国が示すこととなっている。

これにより難しい場合には、広域連合で独自に推計した伸び率を使うこともできることとされているが、広島県においては、一人当たりの老人医療給付費の伸び率が全国平均とほぼ同様の傾向（平成15年度～平成17年度）にあるため、国が基準値として示した伸び率により推計することとする。

平成18年度から平成20年度の伸び率	1.048
平成20年度から平成21年度の伸び率	1.056

〈資料〉

- ・広島県老人保健医療給付費実績（別紙1）

③ 予定保険料収納率

国は、全国の国民健康保険税（料）の75歳以上収納率（98.7%）などを基に予定保険料収納率を99.6%と算出している。

広島県においては、市町の国民健康保険税（料）における75歳以上収納率が98.9%で、国が示す全国平均と近い収納率であるため、国の示す予定保険料収納率を用いる。

予定保険料収納率	99.6%
----------	-------

(2) 保険料に係る賦課総額の算出

賦課総額の算出は、保険料率算定に必要な基礎数値の考え方を、法律施行令等で定める基準の算出方法に用いて算出する。

賦課総額 53,956,939,980円

〈資料〉

- ・ 保険料に係る賦課総額の算出表（別紙6）

(3) 保険料構成比

○ 保険料の構成比は、次により算出する。

応益保険料：応能保険料＝1：所得係数

○ 広島県の所得係数は1.01で、構成比は、次のとおりとなる。

応益保険料（均等割） 50%

応能保険料（所得割） 50%

〈資料〉

- ・ 保険料構成比率及び保険料率算出表（別紙9）

(4) 保険料率の試算値

均等割額 40,467円

所得割率 7.14%

〈資料〉

- ・ 保険料構成比率及び保険料率算出表（別紙9）

6 添付書類

- 別紙 1 広島県老人保健医療給付費実績
- 別紙 2 都道府県別一人当たり老人医療費の状況
- 別紙 3 保険財政の概要
- 別紙 4 保険料率算出方法
- 別紙 5 被保険者人口推計
- 別紙 6 保険料に係る賦課総額の算出表
- 別紙 7 審査支払件数推計表
- 別紙 8 保健事業に係る経費と保険料への影響額の粗い試算
- 別紙 9 保険料構成比率及び保険料率算出表

高齢者の医療の確保に関する法律

(保険料)

第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課する。ただし、当該後期高齢者広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であって厚生労働省が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。

3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならない。